

第2回石川海区漁業調整委員会議事録

1. 日時及び場所

令和7年5月20日 火曜日 午後3時30分
県庁11F 1109会議室

2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を発した年月日

(1) 招集者氏名 会長 勝木 省司

(2) 議事事項

- ① こぎ刺し網漁業（あまだい）の許可等について
- ② 珠洲沖における固定式刺し網漁業（雑魚類）の試験操業許可について
- ③ 石川県漁業調整規則の一部改正について
- ④ 日本海・九州西広域漁業調整委員会の次期代表委員の互選について
- ⑤ 4月の許認可実績について
- ⑥ その他

(3) 通知を発した年月日 令和7年5月15日

3. 出席者

出席委員（13名）

会長 勝木 省司

会長代理 木戸 信裕

委員 稲村 幸雄

〃 中 浩二

〃 上野 和春

〃 加治 彰

〃 砂走 忠巨

委員 五十嵐誠一

〃 太田 均

〃 橋本 勝寿

〃 浮田 美穂

〃 上浜 政紀

〃 若林 佳生

欠席委員（2名） 川島 和彦、林 紀代美

水産課 藤原次長兼課長、山岸主任技師、川畑主任技師

事務局 沢田局長、小柳局次長

4. 議事の顛末 別紙のとおり

5. 議決・報告事項

(1) こぎ刺し網漁業（あまだい）の許可等について (資料1参照)

① 制限措置の内容等について（諮問）

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

② 許可等の取扱方針の一部改正について

上記諮問に係る許可等の取扱方針の一部改正を承認した。

(2) 珠洲沖における固定式刺し網漁業（雑魚類）の試験操業許可について（諮問）

(資料2参照)

知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。

- (3) 石川県漁業調整規則の一部改正について（諮問）（資料 3 参照）
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。
- (4) 日本海・九州西広域漁業調整委員会の次期代表委員の互選について（資料 4 参照）
代表委員に勝木省司委員を互選した。
- (5) 4 月の許認可実績について（資料 5 参照）
水産課より報告を受けた。
- (6) その他

6. 委員会終了時間 午後 4 時 15 分

第2回海区漁業調整委員会の議事の顚末

沢 田 局 長	定刻となりましたので、ただ今から第2回石川海区漁業調整委員会を開催します。 なお、本日は、川島委員、林委員から欠席の連絡を受けております。それでは、開会にあたり、勝木会長から御挨拶をお願いします。
勝 木 会 長	皆様、こんにちは。 釈迦に説法みたいなこと言いますが、半数近くの方が委員として代わられました。水産業では、資源管理ということで取り組んでおります。これは当たり前のことであります。ただ、私の中には一つ心配がありまして、気候変動に対してどう対応できるかというところが少し弱いかなと思っております。どんな立派な政策をしても、地域に生息していた水産物がその場所にいなくなったり、回遊する魚が来なくなったりということを考えますと、やはり気候変動に対して大きな問題でありますけれども、もっと考えて取り組む必要があるかと思っています。 本日もよろしく願いいたします。
沢 田 局 長	ありがとうございました。 それでは、議事に入る前に本日お配りしております資料の確認をしたいと思います。 最初に次第、次に資料-1「こぎ刺し網漁業（あまだい）の許可等について」諮問文が先にあるもの、資料-2「珠洲沖における固定式刺し網漁業（雑魚類）の試験操業許可について」諮問文が先にあるもの、資料-3「石川県漁業調整規則の一部改正について」諮問文が先にあるもの、資料-4「日本海・九州西広域漁業調整委員会の次期代表委員の互選について」、資料-5「4月の許認可実績について」、参考資料として「4月分の漁海況情報」をお配りしております。 以上ですが、お手元にそろっていますでしょうか。 [全員、資料がそろっていることを確認後]
沢 田 局 長	それでは勝木会長、議事の進行をお願いします。
勝 木 会 長	それでは、議事を進めます。 本日の議事録署名人を稲村委員と上浜委員にお願いします。 [両委員 了承]
勝 木 会 長	では、議題1の「こぎ刺し網漁業（あまだい）の許可等について」、①制限措置の内容等について、知事より諮問が来ております。 あわせて、②許可等の取扱方針の一部改正についても説明をお願いします。

小 柳 局 次 長

事務局の小柳です。資料1を御覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

[諮問文朗読]

内容について、水産課より説明をお願いします。

川 畑 主 任 技 師

水産課川畑です。事務局から読み上げました諮問文の内容について御説明いたします。資料は右肩に資料1とあるものです。

まず2ページを御覧ください。今回、御審議いただく制限措置の漁業許可は、こぎ刺し網漁業（あまだい）です。

お示ししております制限措置のうち、うすいグレーに塗ってある太枠の部分が、今回、御審議いただく内容である、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、遊休許可の枠数管理の数です。これについて3ページで御説明いたします。

こぎ刺し網漁業（あまだい）につきまして、こちらは遊休許可の枠数管理から新規許可するものとなっております。県漁協小木支所から1件の要望がありました。

現場との調整はついており、漁業調整上の問題はないため、水産課としては、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を資料に記載のとおり変更し、取扱方針を一部改正したいと考えます。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、変更前の0件であったものを、遊休許可の枠数管理の中から1件を新たに許可することにより、変更後の許可数は1件となります。これによって、遊休許可の枠数管理の数は、変更前の1件から1件減って0件になります。

以上を踏まえ、2ページを御覧ください。こぎ刺し網漁業（あまだい）の制限措置について、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を1、遊休許可の枠数管理の数を0とします。許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和7年5月20日から令和7年6月18日までとします。なお、許可の取扱方針については、今回、資料として添付していませんが、取扱方針に記載の制限措置の許可又は起業の認可をすべき船舶の数以外は、内容の変更はありません。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

勝 木 会 長

ただいま水産課より説明がありましたが、何か御質問等はございませんか。

[質問なし]

勝 木 会 長

なければ、知事から諮問の制限措置の内容等については、妥当であると判断しまして、その旨を答申し、あわせて許可等の取扱方針の一部改正について、案のとおり了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

勝 木 会 長

では、次に、議題２の「珠洲沖における固定式刺し網漁業（雑魚類）の試験操業許可について」、知事より諮問が来ておりますので、説明をお願いします。

小 柳 局 次 長

資料２を御覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

[諮問文朗読]

内容について、水産課より説明をお願いします。

川 畑 主 任 技 師

水産課の川畑です。事務局から読み上げました諮問文の内容について説明させていただきます。６ページを御覧ください。

資料ですが、１行目の日付に誤りがありましたので、修正させていただきます。令和７年５月１２日となっていますが、正しくは令和７年５月１３日となります。それでは、説明に戻ります。

令和７年５月１３日付けで、県漁協すず支所運営委員長より固定式刺し網漁業（雑魚類）の試験操業について要望書の提出がありました。要望書については後ろのページに付けてありますので、後ほど御覧ください。

要望内容は、現行の固定式刺し網漁業（雑魚類）の許可について、水揚げが減少する夏場に水揚げを増加させ経営の安定化を図るために、７月から８月まで禁止となっている一部区域において、２隻に限定し試験操業を実施するというものです。

なお、能登半島地震において、従前許可していた漁船が被災し、令和６年度は実施できず、現在も復旧中となっています。そのため、今期は従前の２隻とは異なり、準備が整っている１隻のみでの操業を要望しています。そのため今回は１隻について公示することとします。

水産課としては、許可隻数を２隻と限定し、網目の大きさの検討や漁獲量調整の実施など、資源保護に配慮しながら操業すること、また、関係漁業者の同意が得られており漁業調整上の問題はないことから、別紙「珠洲沖における固定式刺し網漁業（雑魚類）の試験操業許可等の取扱方針」を制定し、許可することとしたいと考えます。

許可内容案は次のとおりです。

件数は試験操業では２隻と限定していますが、今期は１隻のみの操業のために、１件とします。

船舶のトン数は従来の許可と同様１トン以上１０トン未満、操業期間は令和７年７月１日から８月１５日です。操業区域については次ページに記載の操業区域図を御覧ください。

すず支所を対象とした固定式刺し網（雑魚類）の許可では、条件として「７月１日から同年８月１５日までは、水深１００メートル以深の海域で操業してはならない」と定めているところですが、今回の

操業区域の中では禄剛崎正東の線、北緯 37 度 27.038 分より以南、珠洲内浦境界線、北緯 37 度 23.000 分より以北の区域のうち、水深 100m 以深から 160m 以浅の区域を試験操業の操業区域としております。

許可等の条件は先の「7 月 1 日から同年 8 月 15 日までは、水深 100 メートル以深の海域で操業してはならない」という文言以外は従前の許可内容と同様となっています。

8 ページ目から 9 ページ目には今ほど御説明いたしました内容を記載した試験操業許可等の取扱方針をお示ししております。

以上を踏まえ 5 ページの制限措置についても併せて御審議いただきたいと思います。グレーに塗ってあります御審議いただく部分については今ほど御説明したとおりで、許可の有効期間は 1 年以内とします。

許可又は起業の認可を申請すべき期間については、令和 7 年 5 月 20 日から令和 7 年 6 月 18 日までとします。

以上、資料 1 の制限措置の公示、許可の取扱方針の説明を終わります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

勝 木 会 長

ただいま水産課より説明がありましたが、何か御質問等はございませんか。

五 十 嵐 委 員

1 隻の方は震災の影響で漁船が取得できないということでしたが、その方は漁船を取得次第、試験操業をやるお気持ちはあるのでしょうか。

川 畑 主 任 技 師

船の取得について、今のところ全くの未定ということではありますが、船を取得出来次第、試験操業を行いたいという話は聞いています。

五 十 嵐 委 員

分かりました。ありがとうございます。

勝 木 会 長

ほかになれば、知事から諮問の、制限措置の内容等については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なしの声]

勝 木 会 長

では、次に、議題 3 の「石川県漁業調整規則の一部改正について」、知事より諮問が来ておりますので、説明をお願いします。

小 柳 局 次 長

資料 3 を御覧ください。最初のページのとおり諮問文が来ております。

[諮問文朗読]

内容について、水産課より説明をお願いします。

水産課の山岸です。事務局から読み上げました諮問文の内容について御説明いたします。資料3の11ページを御覧ください。

まず、1. 漁業調整規則についてということで、漁業調整規則とは、都道府県知事が漁業法及び水産資源保護法に基づき、農林水産大臣の認可を受けて制定することのできる規則です。

水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的としており、漁業の許可に関することや水産資源の保護に関すること、漁業調整に関することなどに関する事項が規定されています。規則の中身については、全国統一的に一定の水準を確保するため、「都道府県漁業調整規則例」というものが水産庁により作成されており、それを基に都道府県ごとに操業実態や漁業調整の実態等を踏まえ、必要に応じて規定するものになります。

この漁業調整規則を制定又は改廃するときは、海区委員会の意見を聴いたうえで、農林水産大臣の認可を受けなければならないとされておりますので、今回、規則を一部改正するに当たり、当委員会にお諮りするものになります。

今回、3点について改正がございますが、うち2点は水産庁により作成されている都道府県漁業調整規則例の内容に変更があり、それに伴い、各都道府県においても当該箇所を変更するよう水産庁より指示があったものになります。もう1点は、水産庁からの変更指示に合わせて本県独自で変更を行うものになります。

では、それぞれの改正理由と改正内容について御説明いたします。

まず、1点目、「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（VMSに関する改正）」になります。

改正理由といたしまして、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が令和6年6月26日に公布され、このうち、漁業法第52条に1項を加える改正規定は令和6年7月16日に施行されました。

当該改正規定の内容は、水産資源の持続的な利用を確保するため、衛星船位測定送信機等、いわゆるVMSの備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこと等を新たに規定するものになります。

石川県漁業調整規則の当該改正については、漁業法に規定されている条項であります。一連の手續や規制の内容について、漁業者等が適切に理解できるよう確認的に記載するものになります。

続きまして、改正の2点目、「文言の適正化」になります。

改正理由としましては、両罰規定の対象となる規定について、自然人を対象とすることを明確化するものになります。

従来から規則第55条及び第56条は自然人、いわゆる個人が対象となる罰則でしたが、表現が分かりにくいということで、今回、文言を修正し、自然人を対象とすることを明確化いたします。

なお、今ほど御説明いたしました1点目と2点目につきまして

は、水産庁より、すべての都道府県に対して改正するよう指示があったものになります。

続きまして3点目、「名称の適正化（地方名称から標準和名への変更）」についてですが、こちらは1点目、2点目の改正に併せて、本県独自で改正するものになります。

改正理由としましては、石川県漁業調整規則においては、「おきあさり（あおさがい）」という貝について、殻長3cm以下のものは周年海面における採捕を禁止しています。この「おきあさり（あおさがい）」は、当該規定が設けられた当時より、標準和名「こたまがい」をいうものとして運用して来ております。

これは、石川県では古くより標準和名「こたまがい」は地方名称として「おきあさり」や「あおさがい」と呼ばれていたことから、石川県漁業調整規則においても、本県において一般的に呼ばれている名称であった「おきあさり（あおさがい）」の表記を採用したのになります。

しかし近年、他県からの潮干狩り等を行う観光客が増えており、地方名称「おきあさり（あおさがい）」が標準和名「こたまがい」を指すものとして理解されていないことや、地方名称「おきあさり（あおさがい）」とは異なる水産動植物である標準和名「おきあさり」が存在することから、対象を明確化すべきではないかとの意見が出ておりました。

このような状況を受け、「おきあさり（あおさがい）」の表記について、標準和名「こたまがい」に改正するとともに、石川県内での混乱を避けるため従前の地方名称を併記することとして「こたまがい（地方名称おきあさり及びあおさがい）」に変更し、対象を明確化するものになります。

では、具体的な改正内容についてですが、1点目のVMSに関する改正については、規則第47条に次の1項を加えます。「2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。」

次に2点目の文言の適正化については、規則第55条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第56条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改めます。

3点目の名称の適正化（地方名称から標準和名への変更）については、規則第37条第1項第19号中「おきあさり（あおさがい）」を「こたまがい（地方名称おきあさり及びあおさがい）」に改めます。

14 ページ以降に新旧対照表を付けておりますので、御覧ください。赤文字の下線が引いてある箇所が改正部分になります。

順に説明させていただきますと、第37条第1項の「あきあさり（あおさがい）」を「こたまがい（地方名称おきあさり及びあおさがい）」に修正します。

次に第47条第2項に「前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。」の一文を追加します。

次に第55条の「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」

	に修正し、各号の「者」を「とき。」に修正します。 また、第 56 条の「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に修正いたします。 以上が具体的な修正内容になります。 資料 13 ページにお戻りいただきまして、3. 施行の期日ですが、こちらは公布の日から施行することといたします。 最後に 4. 今後のスケジュールについてですが、今回の諮問・答申を経まして、水産庁への認可申請を行い、承認後、県の公報登載により公布することとなります。 なお、認可申請手続等の段階で、軽微な修正の指摘等があった場合の対応については、水産課に一任といただければと考えております。 16 ページからは、御参考に公布文案を付けておりますので、お時間あるときに御覧いただければと思います。 説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。
勝 木 会 長	ただいま水産課より説明がありましたが、何か御質問等はございませんか。
上 野 委 員	VMS の常時作動を命じられた者というのは、どのような船舶が該当するのでしょうか。まき網であれば本船や灯船も含まれるのでしょうか。
藤原次長兼課長	基本的に大臣許可漁業の船になります。まき網でしたら船団の中の網船が義務付けられています。その船に対しては、設置を義務化されておりますので、それを通信妨害したりするのはだめですという規定です。
上 野 委 員	灯船については VMS の設置を義務化されていないのですね。
藤原次長兼課長	そういう話も議論されているところです。国際的にも大型の船舶には設置しなさいというような話もありますので、国全体としてそのような規定が設けられた際には、基本的に石川県漁業調整規則にも反映していくことになると思います。
勝 木 会 長	ほかにございませんか。 なければ、知事から諮問の、石川県漁業調整規則の一部改正については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	[異議なしの声]
勝 木 会 長	では、次に、議題 4 の「日本海・九州西広域漁業調整委員会の次期代表委員の互選について」、説明をお願いします。
山 岸 主 任 技 師	山岸です。広域漁業調整委員会の次期代表委員の互選について御

説明いたします。資料4の18ページを御覧ください。

現在、水産庁が設置しています日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員には、勝木会長に就任していただいておりますが、任期が今年の9月30日をもって満了することから、次期委員を選出いただくものになります。

水産庁から石川県に対しては、19ページ以降のとおり4月30日付けで、互選委員選出の結果について7月31日までに報告するよう依頼があったところです。

次期委員の任期は、令和7年10月1日から令和11年9月30日までの4年間となっており、委員の選出方法は、海区漁業調整委員会の委員が互選するとされております。

互選していただく前に、広域漁業調整委員会について簡単に御説明させていただきます。資料の中段、参考「広域漁業調整委員会について」の部分を御覧ください。

ここは、水産庁ホームページからの抜粋になりますが、広域漁業調整委員会は、我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、国の常設機関として設置されています。

また、委員会の効率的な運営のため、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会が設けられています。

「設置」につきましては、漁業法152条で3つの委員会が定められており、石川県から選出するのは日本海・九州西広域漁業調整委員会と、その中の日本海西部会になります。

次に「委員の構成」につきましては、漁業法第153条第3項で定められており、日本海・九州西広域漁業調整委員会に委員は、次に掲げる者をもって充てるとあり、下線が引いてある部分ですが、「一 日本海・九州西海域の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が道府県ごとに互選した者」となっております。そのほか、農林水産大臣の選任もございます。

最後に「委員会の機能」としましては、広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項についての協議調整ということで、①複数都道府県にまたがる海域を回遊する資源の管理についての検討及び漁業調整、②資源管理措置の適切な実施を担保するための委員会指示の発動がございます。

なお、広域委員会は、例年11月と3月の年2回、開催されております。

委員の選出についてですが、広域漁業調整委員会では、TAC魚種拡大など沿岸漁業の意見も求められることから、当海区においては、これまで慣例で委員経験の長い方をお願いして来ているところでございます。

説明は以上になります。委員の選出について、御協議のほどよろしくお願いいたします。

勝 木 会 長

ただいまの説明がありましたとおり、日本海・九州西広域漁業調整委員会の代表委員は、委員が互選することになっております。

	どなたか御意見のある方、いらっしゃいますか。
木戸会長代理	最も経験の長い、勝木委員が適任かと思います。
勝木会長	ただいま、木戸委員より推薦をいただきましたが、ほかに御意見はございませんか。
	[質問なし]
勝木会長	ほかに御意見がないようでしたら、せっかく推薦いただきましたので、私がお受けしたいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。
	[異議なしの声]
勝木会長	それでは、日本海・九州西広域漁業調整委員会の代表委員は、僭越ではございますが、私が務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。
勝木会長	では、次に、議題5の「4月の許認可実績について」、水産課より説明をお願いします。
川畑主任技師	資料5に基づき説明
勝木会長	ただいまの説明について、御質問等はございませんか。
	[質問なし]
勝木会長	それでは「その他」になりますが、何かございませんか。なければ、事務局からお願いします。
山岸主任技師	次回の委員会について御連絡いたします。次回は6月18日（水）、13時30分から、本日と同じく、県庁11階1109会議室で開催したいと思います。
勝木会長	次回は6月18日（水）、13時30分からということでお願いします。 以上をもちまして、委員会を終了します。お疲れ様でした。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長

署名委員

署名委員
